

○特定非営利法人枚方人権まちづくり協会調査研究部会設置規程

2016年5月27日

規程第3号

(設置)

第1条 特定非営利法人枚方人権まちづくり協会（以下「協会」という。）の運営等を円滑に実施するため、中期的な視点で事業や業務体制及び財務状況等について調査研究を行い、より効率的・効果的な運営を推進するため部会を設置する。

(部会の名称、部会員定数及び所管)

第2条 部会の名称、部会員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 名称

第1条により設置する部会の名称を調査研究部会（以下「部会」という。）とする。

(2) 定数

部会員の定数は若干名とし、別に理事長が決定する。

(3) 所管

部会の所管は次のとおりとする。

- ① 協会の中期的な業務及び財務等の運営に係る調査研究に関すること。
- ② 協会の中期的な委託事業及び自主事業に係る調査研究に関すること。
- ③ その他理事長の特命に関すること。

(部会員の選任)

第3条 理事長が部会員を選任し、理事会に報告する。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会に部会長及び副部会長1人を置く。

(部会長の職務)

第5条 部会長は、部会の所管事項及び議事を整理する。

(部会長の職務代行)

第6条 部会長に事故があるとき、または部会長が欠けたときは、副部会長が部会長の職務を行う。

(任期)

第7条 部会員の任期は、2年とする。

(会議)

第8条 部会の会議は適宜開催し、部会長が招集する。

2 部会の会議運営は、必要に応じて部会長が別に定める。

3 部会の会議における決定事項は、理事長に報告しなければならない。

附 則

この規程は、2016年5月27日から施行する。